

高橋綜合法律事務所

URL: <http://www.takahashi-sogo.com> Email: info@takahashi-sogo.com

〒105-6030 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー30階 TEL: 03-3578-6888(代表) / FAX: 03-3578-6665



多くの顧問企業を抱え、保険・交通事故事案や企業法務を中心とした幅広いリーガルサービスを提供する

こだわりと熱意を持って 「迅速・正確・丁寧」に

現在の弁護士数は15名、事務局スタッフも加えると27名の規模だが、同事務所が設立された1989年当時、所属弁護士は高橋達朗代表ただ一人。

「当時32歳で実務経験も浅かった私が、どうすればクライアントからの信頼を勝ち取ることができるのか。考え抜いた末の結論が、常にこだわりと熱意を持って事件処理にあたり、迅速かつ正確で、丁寧な対応を実現することでした」(高橋弁護士)。

今でこそ、弁護士人口の増加に伴い、事案対応の迅速さや丁寧さをうたう法律事務所は珍しくなくなった。しかし、弁護士数が少なく、“弁護士が顧客を選ぶ”といわれていた時代から、一貫して顧客目線でサービスを提供してきた点に、高橋綜合法律事務所の原点がある。

「当事務所であるからこそその成果をクライアントは期待しています。クライアントの期待に全力で応えることはもちろん、期待以上の喜びと感動をクライアントに届けるべく、所員全員が日々研鑽を重ねています」(高橋弁護士)。

このような顧客満足度の高いサービスを提供するには、クライアントのニーズをきちんと把握することが不可欠である。

そこで、事務所の方針として徹底しているのが、クライアントの話をとことん聞くということ。具体的には、クライアントと打ち解けた信頼関係を築き、その上で、綿密な打ち合わせを重ねる。クライアントの抱えるさまざまな思いやこだわり、そして不安の一つひとつ丁寧に解きほぐし、問題の本質に迫ってこそ、真の解決策が導き出されるからだ。

「クライアントとは、綿密な打ち合わせを重ね、何を真に望んでいるのかを理解し、最善のスキームを描き出

すことにつながっていきます」と森下真佐哉弁護士は語る。瀬間健治弁護士も「クライアントに問題の本質や本意を忌憚なくお話しいただくには、いつでも気軽に相談していただける信頼関係を築くことが重要です。丁寧かつ、親しみやすい所作や振る舞いといったことにも注意を払っています」と話す。

事務所開設時の想いが、事務所の理念として現在も所員一人ひとりに受け継がれ、さまざまな具体的な行動に結びついている。

訴訟・交渉事案1万件以上の実務経験に裏打ちされたリーガルサービス

高橋綜合法律事務所では、各種契約書の作成・チェックや取引上の紛争解決をはじめ、内部統制、コンプライアンス、労務、経営再建など、企業に対する総合的なリーガルサービスを提供しているほか、不動産関連・離婚・相続といった一般民事案件、企業経営者の事業承継、債権回収、倒産関連業務、刑事事件も手がけている。代表の高橋弁護士は中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関として認定を受け、企業の経営革新について法的な側面からの助言も行なうなど、事務所の取扱業務は多岐にわたっている。顧問先企業も、保険、リース、建築、運送、商社、流通、小売、



神谷町のシンボリックなタワーとして建つ「城山トラストタワー」の30階に、高橋綜合法律事務所はオフィスを構える



高橋達朗 弁護士

Tatsuro Takahashi

高橋綜合法律事務所代表。主な取扱分野は、損害保険、交通賠償、リース契約、倒産処理、内部統制、コンプライアンス等。79年慶應義塾大学法学部卒業。83年弁護士登録。89年高橋達朗法律事務所開設。99年現在の名称に改称。日本賠償科学会、日本交通法学会、慶應義塾保険学会、日本保険学会、損害保険判例研究会、損保弁護士協議会、各会員。

ITなど幅広い業種にまたがっており、規模も一部上場企業からベンチャー企業、地方自治体までさまざま。

このように多種・多様なクライアントからリーガルサービスを求められている背景には、同事務所が、大手損害保険会社の顧問弁護士として数多くの専門的かつ複雑な損害賠償分野の訴訟・交渉事案に関わってきたことがあるといえるだろう。これまで同事務所が携わった訴訟・交渉事案は、損害賠償請求事件を中心に1万件を超える。交通事故、製造物責任、役員賠償責任、情報漏洩、名誉毀損、火災事故、労災事故、学校事故、建物建築中の事故、店舗内の事故など、その種類も様々であり、判例集など公開物に掲載された事案も120件以上にのぼり、先例的な事例も多い。

「損害賠償の分野でこれだけの事案を扱い、成果を上げている事務所は決して多くはないと自負しています。例えば、製造物責任においては、製品の欠陥の有無が争点の場合、製品の調査分析を徹底的に行い、これにより責任を否定する判決を得たり、製品に欠陥があるとしてもその損害額の妥当性を詳細に分析し、裁判所から請求額を減じた適正な損害額の認定を受け



山崎真紀 弁護士

Maki Yamazaki

主な取扱分野は、損害保険、交通賠償、リース契約、一般民事等。98年慶應義塾大学法学部卒業。00年弁護士登録。



森下真佐哉 弁護士

Masaya Morishita

主な取扱分野は、損害保険、交通賠償、一般民事等。95年慶應義塾大学法学部卒業。01年弁護士登録。



瀬間健治 弁護士

Kenji Sema

主な取扱分野は、損害保険、交通賠償、一般民事等。96年明治大学法学部卒業。02年弁護士登録。

などの対応をしています」(高橋弁護士)。

こうした経験に基づいた紛争解決の知見は、間違いなく企業にとって貴重なアドバイスになるだろう。紛争解決だけではなく、過去に生じた個々のトラブルを分析し、リスクが現実化することの予防策や万が一に備えたレピュテーション対策など、企業のリスクマネジメント分野に関するアドバイスは、実際の事件経験に裏打ちされた同事務所であるからこそできることといえる。同事務所では、自社で顧問弁護士を抱えている企業からも、「損害賠償ならば高橋総合」として、とりわけ損害賠償に特化した相談や交渉・訴訟の依頼を受けることが多いという。

「企業法務全体のサポートを行うにあたっては、紛争

の発生から解決までを見据えたアドバイスが重要で
す。当事務所では数多くの経験・ノウハウを蓄積して
おり、最終的に訴訟になったとしても、そのとき裁判所
がどう判断するか予測することに強い自信を持っ
ています」と森下弁護士は語る。

総合力と機動性を兼ね備える

企業においては、顧客との取引をはじめ、個人情報
や営業秘密等の管理、従業員の労務対応、債権回収な
ど、日々様々な局面でリスクが発生し得る。これらを
トータルで捉え、それぞれの局面に応じた適切なリー
ガルサービスを提供することが総合事務所としての
強みである。

高橋綜合法律事務所では、分野ごとにチーム制を採
用しており、その分野に強い弁護士がリーダーとなっ
て最適な手法をまとめ上げている。さらに、月に1回開
催されている所内カンファレンスには全弁護士が参
加。受任案件の処理方針や解決策について意見交換
を行い、さらに裁判例や新法の研究、特殊な事案への
対処法の確認等も行っている。

個々の弁護士の専門性向上には、日々の実務経験や
所内の勉強会も必要であるが、総合的な能力を鍛える
という面では、それだけでは必ずしも十分とはいえな
い。全弁護士がカンファレンスという場を通じて実務
に役立つ知識と経験の共有を行うことにより、一人ひ
とりの弁護士の仕事のクオリティが効率的に高まり、
それが事務所全体のレベル向上につながっている。

また、事務所としての総合力を活かして、クライアン
トの社内で定期的な法律相談会を開催したり、社員研

修の講師を務める等のサービ
スも積極的に行っている。単
に事務所で待っているのでは
なく、打ち合わせや面談のため
にどこへでも出向くといった
フットワークの良さも同事務
所の特長だ。フットワークの
良さは、事件処理にも発揮さ
れ、北は北海道、南は九州まで
全国の訴訟に対応し、迅速さ
が要求される保全・執行にも
機動的に対応しているという。
こうした機動力もクライアント
にとっては非常にありがたい
対応といえるだろう。

同事務所の総合力や機動力
は、その規模感とも関係がある
ようだ。

「東京の法律事務所としては
それほど大きいとは言えませ

ん。しかし個人事務所のような規模感でもありません。
言うなれば、大きすぎず小さすぎず、専門性と機動力の
双方を兼ね備えた“ちょうどいい”規模感の事務所だ
と思っています。クライアントの多くもそう捉えてくだ
さっているようです」(山崎真紀弁護士)。

クライアントの期待に応える 総合法律事務所であり続けるために

総合法律事務所として高品質のサービスをより多く
のクライアントに提供するため、毎年、精鋭と見込む弁護
士を厳選して採用。そのうえで丁寧な育成することで、



東京メトロ日比谷線・神谷町駅から徒歩3分。
南北線・六本木一丁目駅から徒歩7分とアクセス良好

初めて品質の維持と事務所全体のレベルアップの両立
が可能となる。

「法律事務所の質を決めるのは、弁護士を含めたスタッ
フ全員の意識です」と高橋弁護士は言う。弁護士数が増
加を続ける近年、顧客が弁護士を自由に選ぶ時代になっ
たからこそ、事務所開業時から貫く「迅速・正確・丁寧」
という理念、そして「こだわりと熱意を持って」という高
橋弁護士のモットーが以前にも増して評価される時代
になったといえよう。

Data

【所属弁護士等】

パートナー1名、アソシエイト13名、客員1名(2015年1
月予定)

【沿革】

1989年4月 代表弁護士が神谷町にて「高橋達朗法
律事務所」を設立(所属弁護士数1名)
1999年4月 「高橋綜合法律事務所」に改称(所属
弁護士数3名)、現在に至る

【過去の主要案件】

■交通事故に関する損害賠償請求事件(高次脳機
能障害、MTBI、低髄液圧症候群、重度後遺障害事
案等) ■保険金請求事件 ■PL(製造物責任)法に関
する損害賠償請求事件 ■建築及び不動産関連事件
■学校事故に関する損害賠償請求事件 ■労働事件
■名誉毀損事件 ■特許権・著作権・意匠等 ■知財関
連事件 ■債権回収事件 その他企業及び個人を依
頼者とする訴訟・交渉事件多数



所員がいつでも相談できるよう、高橋弁護士の執務室は常に開け放たれている



重厚な雰囲気のエントランス